

京極町農業委員会総会議事録

(第25回令和4年11月24日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月24日 午後 1時30分から 1時55分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (11 人)

1 番	中村明彦
2 番	粥川一也
3 番	酒井勇一
4 番	熊谷 聡
5 番	藤波秀博
6 番	横川順行
7 番	行天英宏
9 番	小柳光義
10 番	清本勝彦
11 番	船場 茂
12 番	後藤耕藏

4. 欠席委員 (1 人)

8 番	小山憲一
-----	------

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第5 議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第25回京極町農業委員会総会を開会いたします。
今、コロナが蔓延しており、先日も岩内町で開催の研修会に出席予定でしたが、この状況ということもあり出席を取りやめました。忘年会なども今の状況では難しいと思います。本日も議案がありますのでご審議頂きたいと思います。

事務局長

本日、8番小山委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。また、5番藤波委員は少し遅れて来られるとの連絡がありました。
出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、6番横川委員、7番行天委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

- 1、第24回京極町農業委員会総会を、令和4年10月27日に京極町役場議員控室にて開催しております。
- 2、後志地方農業委員会連合会視察研修が、11月2日に新篠津村、当別町で開催され、後藤会長、船場会長職務代理者、粥川委員、酒井委員、事務局が出席しております。
- 3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、11月4日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 4、京極町二部会合同研修会が、11月9日にようてい農協京極支所大会議室で開催されており、委員数名、事務局が参加しております。

5、農地法第3条調査を、11月16日に行天委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

6、農地法第5条調査を、11月21日に熊谷委員、藤波委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

議 長

続いて、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の所有権移転をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和4年11月24日。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。番号1番について議案書をもとに説明します。

議案書2ページをご覧ください。

番号1。譲渡人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。権利の区分、売買。譲渡理由、経営規模縮小のため。価格、〇〇円で10アール当たり〇〇円。土地の引渡し時期、農地法第3条の許可日。譲渡人及び譲受人の経営内容については記載のとおりです。

番号1番について、議案書3ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書4ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号については以上となります。

議 長

只今の事務局の説明に関連して、1番を行天委員より、ご報告をお願いいたします。

行天委員

番号1番について、議案書3ページの調査書のとおり、11月16日に調査しまし

た。認定農業者に売買するものであり、問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

小柳委員 譲受人が経営移譲年金を貰っているなら、農地を取得してはいけないと思うのですが問題ないですか。

事務局 譲受人はまだ経営移譲をしていないので問題ありません。

行天委員 いつ経営移譲する予定かはわかりません。

議 長 他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定致しました。

続いて、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】**

議案書5ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の内容について審議すると共に（一社）北海道農業会議へ意見聴取を行うことについて議決を求める。令和4年11月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申請者。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、札幌市〇〇、〇〇株式会社。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的は、寒別発電所取水堰排砂門ほか更新工事等に伴う運搬路敷地に使用するための一時転用となります。

今回の申請地は貸主が耕作している字〇〇の農地の一部になります。この度、冬期間において尻別川にある寒別発電所取水堰施設の更新工事等を行う必要が生じ、町道目名線から管理道へと至るルートにおいて、その間にある貸主所有の農

地を通過する必要があることから、工事終了までの期間、当該地を使用するため一時転用の申請がされたものです。

はじめに、当該地の農地区分についてですが、こちらは京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。次にこの申請地の代替地がないかどうかの検証につきまして、現地で農地を迂回して通行が可能か確認を行いました。道幅が広くない道路であり、直角にカーブしている箇所となっていることから、更新工事等を実施する上で必要となる大型車輛等が通行する際において当該農地を使用する以外の選択しはないものと判断しております。更に申請地は農地の角地部分であることから、農地への現状復旧が容易であり、農業振興地域整備計画の達成にも支障はないものと考えます。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれは無いものと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

続けて、本案件については北海道農業会議との申し合わせ決議に基づき、意見聴取が必要となる事案に該当することから、本総会において同会議へ意見聴取を行うことについてお諮りするものです。

なお、本議案において許可相当であることが決定され、北海道農業会議からの回答が同じく許可相当と判断された場合は、会長専決により許可書を交付する取扱いとします。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番について、議案書6ページからの調査書のとおり、11月21日に調査しました。農用地区域内農地ではありますが、事務局の説明したように一時転用の許可要件を満たしていると判断できますので許可相当とすることに問題はないと思います。

図面を見て貰ったら分かると思いますが、場所は前回転用した土地の町道側の角です。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

議 長

前回は転用した場所の近くだが、急に出てきた話ですか。

事務局

冬期間に工事をする必要があります。地盤の良くない敷地を避けて町道から管理用道路へ向かう角のカーブの部分で大型車両が通るには町道の敷地だけでは若干足

りないということで、今回申請されています。

議 長

他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第5、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書11ページをご覧ください。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年11月24日。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件となっており、新規の利用権設定の計画が1件です。

議案書12ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年11月25日。終期、令和14年11月24日。期日、令和4年11月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振替。貸付理由、離農するため。

番号1番について、議案書13ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書14ページには図面を添付しております。

議案第3号については以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、1番を酒井委員より、それぞれ調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

酒井委員

番号1番について、議案書13ページの調査書のとおり、11月4日に調査しまし

た。地域の認定農業者に賃貸をするもので問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

藤波委員 離農ということですが、農地はこれで全部ですか。

酒井委員 はい。

議 長 他に質疑ありますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり決定致しました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第25回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 12月22日(木)午後 1時30分